

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された予約票を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報 患者氏名、診療情報

2 事案の経過

令和6年12月27日（金）

- ・患者Yの診察終了後、医師事務作業補助者Aは予約票を印刷する際に、誤って、既に診察を終えた名字が類似する患者Xの予約票を印刷したが、直ぐに別人のものと気づき、改めて患者Yの予約票を印刷したが、誤って患者Yの予約票を破棄してしまった。
- ・医師事務作業補助者Aは、患者Xの予約票を患者Yのものと思い込み、十分に確認することなく、患者Yに誤交付した。

令和7年2月17日（月）

- ・患者Yから外来受付ブロックに架電があり、前回の診察時に患者Xの予約票が交付されていたと連絡があり、誤交付が発覚。医師事務作業補助者B（非常勤）は、本事案の経緯を説明するとともに謝罪し、次回の診察日である3月21日（金）に患者Xの予約票を返却いただくことを確認した。
- ・医師事務作業補助者Bは患者Xに架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・医師事務作業補助者Aが、予約票の氏名や患者IDを十分に確認することなく患者Yに誤交付したため。

4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を改めて周知した。

- ・患者の書類を印刷する際は、当該患者のものであるか、指差し呼称にて確認すること。
- ・誤って印刷した書類は、即時破棄すること。
- ・患者へ書類を交付する際は、当該患者のものであるか、氏名を患者と相互に確認すること。

以 上